

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

○ 指定通所支援の事業の廃止の届出

○ 道路の区域変更

○ 道路の供用開始

【公告】

○ 大規模小売店舗の変更の届出の縦覧

○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事

○ の完了

○ ” ” ” ” ” ”

○ 公共施設に係る開発行為に関する工事の完了

○ ” ” ” ” ” ”

○ 落札者等の決定

○ ” ” ” ” ” ”

○ 財政的援助団体等に係る令和五年度の監査の結果の公表

○ ” ” ” ” ” ”

【監査公表】

○ 財政的援助団体等に係る令和五年度の監査の結果の公表

○ ” ” ” ” ” ”

目次

担当課（室）

指導監査課

道路整備課

”

経営支援課

”

建築指導課

”

”

”

”

”

”

警察本部会計課

”

監査事務局

”

”

◎岡山県監査公表第八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第七項の規定により実施した財政的援助団体等に係る令和五年度の監査の結果に関する報告を、同条第九項の規定により、次のとおり公表する。

令和六年十月十一日

岡山県監査委員	高橋
岡山県監査委員	福島
岡山県監査委員	浅間
岡山県監査委員	飛山
	美
	保
	正
	子
	徹

令和6年10月11日 岡山県公報 第12642号

1 監査の概要

(1) 監査等の種類 財政的援助団体等の監査

(2) 監査の対象

① 監査対象年度 令和4年度

② 監査実施団体

(公財)岡山県健康づくり財団

(3) 監査の着眼点

財政的援助等に係る出納その他の事務が、当該援助等の目的に沿って行われ、適正に処理されているか。

(4) 監査の実施内容

監査に当たっては、岡山県監査委員監査基準（令和2年3月27日岡山県監査公表第5号）に準拠し、次のとおり実施した。

① 事前調査

監査事務局職員が、あらかじめ監査実施団体に出向き、関係諸帳簿及び証拠書類を確認・照合するとともに、当該団体の職員から説明を聴取したほか、書面による回答を徴した結果を調書にまとめ、監査委員へ提出した。

② 監査委員監査

実地監査

監査委員が、当該団体の職員から説明を聴取するとともに、当該団体から提出された監査資料等及び監査調書に基づいて監査を行った。

2 監査の結果

改善を要すると認められる事案（指摘事項）があった。

監査実施団体 (監査実施団体を所管する 県の部局)	監査対象区分	監査 年月日	指摘 事項	区分	
				実地	書面
公益財団法人 岡山県健康づくり財団 (保健医療部)	【出資団体】 出資総額 105,000,000 円 県の出資額 30,000,000 円 (出資比率 28.6%) 【補助金交付団体】 岡山県食鳥検査促進事業費補助金 15,000,000 円 【指定管理者】 岡山県南部健康づくりセンター 107,498,895 円	令和6年 1月11日 10月1日	○	○	

ア 指摘事項

病院会計において長年にわたり不適切な会計処理が繰り返され、これを組織としてチェックできなかつた結果、多額の未収金等が計上されていた。

イ 所見

本件については、正しい財務諸表の提出が遅れたため、令和6年3月末に公表予定であったが、今般の公表となったものである。

財団役員や幹部職員の役割と責任を明確化し、ガバナンスの強化に努めるとともに、内部統制制度や公益通報制度を充実させ、再発防止に万全を期されたい。

内容不明の未収金32,654,072円について、早急にその全容を解明されたい。それ以外にも不適切な会計処理がないか改めて点検を行い、必要な措置を講じるなど、健全な業務運営に努められたい。

14項目の改善策を着実に実施することにより、財団の信頼回復に努められたい。